

令和 8 年度 第 1 回五軒市民センター運営審議会

◇日時：令和 8 年 6 月 23 日（火）午後 2 時から
◇場所：水戸市国際交流センター 3 階研修室 2

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 委員紹介

4 会長・副会長選出

5 あいさつ

6 議 事

- (1) 令和 7 年度五軒市民センター事業報告について
- (2) 令和 8 年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について
- (3) 令和 8 年度五軒市民センター事業計画について
- (4) その他

7 閉 会

水戸市五軒市民センター運営審議会委員名簿

(任期：令和８年４月１日～令和１０年３月３１日)

No.		氏 名	団体等名及び役職名
1	委 員	石 田 武 雄	ふあいぶたうんコミュニティ顧問
2	委 員	杉 田 真由美	五軒女性会会長
3	委 員	前 田 均	ふあいぶたうんコミュニティ副会長
4	委 員	田 村 靖 子	一般教養講座講師
5	委 員	岡 部 弘 道	水戸市社会福祉協議会五軒支部支部長
6	委 員	鈴 木 麻 紀	水戸市立五軒小学校校長

水戸市五軒市民センター職員名簿

職 名	氏 名
所 長	藤 田 正 大
会計年度任用職員	桑 名 千 和
会計年度任用職員	伊 藤 優 佳

6 議事

(1) 令和7年度五軒市民センター事業報告について

①家庭教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
家庭教育講演会	1	1月28日	講話「優しい言葉・絵・音を」 ～新入生の子どもたちに～	岡部 千草	16名

②女性教養関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒地区 女性教養講座	1	9月24日	移動学習「地図と測量の科学館・駒村清明堂」	—	23名

③高齢者関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒いきいき大学	1	10月7日	移動学習「野口雨情生家資料館・野口雨情記念館・日鉾記念館」	—	25名

④成人教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
成人講座	1	11月12日	スマホ体験教室「やさしいスマホ体験講座」	スマートフォンアドバイザー	11名
成人講座	1	11月19日	食生活改善推進員による健康料理教室	食生活改善推進員五軒支部	9名

⑤青少年教育

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
親と子の料理教室	1	7月30日	発酵なしで膨らむパン！ ポップオーバーを作ろう	食生活改善推進員五軒支部	15名
絵画教室	1	8月4日	夏休みこども絵画教室	別所 恵子	12名
書道教室	1	12月25日	冬休み書道教室	田村 靖子	7名

【参考】関連事業

事業名	開催日	主管	備考
五軒地区 サマーナイトコンサート &ふれあいまつり	7月12日	地区生涯学習部会	参加人数：約2,200名
春季五軒地区 市民スポーツ大会	6月1日	地区スポーツ・ レクリエーション部会	参加人数：52名
秋季五軒地区 市民スポーツ大会	10月11日	地区スポーツ・ レクリエーション部会	参加人数：約300名
五軒地区 年末クリーン作戦	12月13日	地区生活環境部会	参加人数：104名
流しびな作り	2月1日	五軒女性会役員	参加人数：61名
五軒香梅ひな流し	2月28日	地区生涯学習部会	参加人数：約1,300名

(2) 令和8年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、水戸市住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等に合わせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化改修を始めとした適切な施設の整備及び維持・管理に努める。

また、各市民センターのホームページの中で、地域情報を積極的に発信し、それぞれの地域の魅力向上に努める。

さらに、市民センター施設予約管理システムの円滑な運用に向け、利用団体や市民への周知・案内等の支援を行い、利便性の向上に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

(4) 地域における子育て支援

未来をリードするこどもたちを温かく見守りながら、まち全体で育むため、市民センターにおいて「子育て広場」及び「こどもスペース」を設置し、地域における子育て支援に努める。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機

会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたＩＣＴリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、こどもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業についての自己評価及び運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担うこどもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、こどもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担うこどもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

こどもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和8年度五軒市民センター事業計画について

①定期講座

現在、五軒市民センターが改築中のため、定期講座につきましては会場の確保が困難なことから、新しい五軒市民センターが完成するまでの間は休止することといたしました。

②家庭教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師
家庭教育学級	1	未定	未定	未定

③女性教養関係

講座名	回数	開催日	内容	講師
五軒地区 女性教養講座	1	8月27日	移動学習「ウミウ捕獲所、 天心記念五浦美術館」	—

④高齢者関係

講座名	回数	開催日	内容	講師
五軒いきいき大学	1	11月24日	移動学習（行き先未定）	—

⑤成人教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師
成人講座	1	未定	スマホ体験講座	未定
成人講座	1	未定	食生活改善推進員による 健康料理教室	食生活改善 推進員五軒支部

⑥青少年教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師
親と子の料理教室	1	7月29日	ベトナムのサンドイッチ 「バインミー」を作ろう！	食生活改善 推進員五軒支部
絵画教室	1	8月3日	夏休みこども絵画教室	石川 眞澄
書道教室	1	未定	冬休み書道教室	未定

【参考】関連事業

事業名	開催日	主管	備考
春季五軒地区 市民スポーツ大会（ペタンク）	6月6日	地区スポーツ・ レクリエーション部会	参加人数 62 名
五軒サマーナイトコンサート &ふれあいまつり	7月11日	地区生涯学習部会	
秋季五軒地区 市民スポーツ大会	10月10日	地区スポーツ・ レクリエーション部会	
五軒地区年末クリーン作戦	12月12日	地区生活環境部会	
流しびな作り	未定	五軒女性会役員	
五軒香梅ひな流し	3月6日	地区生涯学習部会	

(4) その他

○水戸市市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中

止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の

水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成27年 3 月24日条例第 9 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成28年 6 月30日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年11月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成30年 6 月22日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成30年規則第28号で平成30年10月 1 日から施行。ただし、同条例付則第 2 項の規定は平成30年 9 月 1 日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成30年12月20日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年 2 月 1 日

(2) 別表に 2 項を加える改正規定（水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。）及び付則第 3 項の規定 平成31年 3 月 1 日

(3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成31年 4 月 1 日

（準備行為）

- 2 前項第 2 号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。

- 3 付則第 1 項第 3 号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必

要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

付 則（令和３年12月24日条例第62号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年３月７日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市千波市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

○水戸市市民センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。

- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

食生活改善推進員による

親と子の料理教室

参加者募集!



【日 時】 令和8年7月29日(水)9:30~12:00

【場 所】 水戸市国際交流センター 3階 調理室

【対 象】 小学生とその保護者

【定 員】 15名(先着順)



【会 費】 1人 500円

(大人1人500円+子ども1人500円)

【持ち物】 エプロン・三角巾・マスク・筆記用具



【申込み】 7月6日(月) ~ 7月21日(火)までに

参加費を添えて五軒市民センターへお申込みください

※材料準備の都合上、キャンセル時の返金はできません



テーマ

『ベトナムのサンドイッチ
バインミーを作ろう!』

メニュー

- シウマイと卵のバインミー
- バナナのチェー(デザート)

【連絡先】

五軒市民センター

住所 水戸市備前町6-59
国際交流センター内

電話 226-4156
(平日8:30~17:15)

主催 食生活改善推進員 五軒支部

共催 五軒市民センター

【親と子の料理教室】 No.

ふりがな 申込者氏名	
子の氏名(学年)	(年)
住 所	水戸市
電話番号	

【領 収 書】 No.

様

¥

但し、「親と子の料理教室」
参加費として

令和 年 月 日

食生活改善推進員 五軒支部

令和8年度

夏休み

こども絵画教室

8月3日(月)

参加費無料

夏休み課題にチャレンジしよう！

講師 石川 真澄 先生

開催場所 五軒小学校 図画工作室

対象 五軒小学校児童

募集人員 先着20名

申込 7月6日(月)～7月21日(火)までに
市民センターへ直接または電話でお申し込みください

持ち物 画用紙、水彩絵具一式、
クレヨン(1～3年生)、えんぴつ(2B以上)、消しゴム、
筆ふき布、花などの描きたいものの図鑑や写真など、
上履き、飲み物、昼食(小学4～6年生)



申込み・問合せ等 水戸市五軒市民センター

☎/ 226-4156

水戸市備前町6-59 国際交流センター内

(午前9時00分～午後5時00分 土、日、祝日を除く)

主催：水戸市五軒市民センター

市民センター利用における有料化について

1 現状と課題

市民センターは、地域コミュニティ活動や生涯学習活動などの拠点として、多くの団体に利用いただいております。

市民センターの運営に関わる経費につきましては、市費で負担していますが、物価高騰等の影響に伴い、施設の維持・管理に係る費用が増大している状況であります。持続可能な運営を図るためには、利用者からの一部負担も含めた検討が必要と考えております。

また、市民センターの利用に当たりましては、居住地に関係なく、無料で利用できることとなっていることから、市民の皆様が、希望する日にちや施設を利用できないことなども課題となっております。

2 有料化の概要

市民センターの持続可能な運用を図るとともに、市民の皆様にとって利用しやすい環境を整備するため、以下のとおり、一部の利用団体について有料化を検討しております。

項目	内容
対象	・団体構成員のうち、水戸市に居住する方の割合が「7割未満」の団体 ※水戸市に居住する方が「7割以上」の団体は、引き続き、無料で利用いただけます。 ※市主催の定期講座（教室・クラブ）及び教養講座は、居住者の割合に関わらず対象外。
開始時期	・令和9年4月利用分から
使用料	・「部屋の種類」や「時間帯」に応じて設定します。
支払方法	・利用予約の際に、クレジットカード決済での事前払いを基本とします。 ※クレジットカード決済ができない団体については、コンビニでの支払いでも可。
備考	・申請の際に、意図的に居住地を偽るなどの行為があった場合は、利用停止や罰則を科す場合があります。

3 スケジュール

時期	内容
令和8年 9月	・条例改正
〃 10月～	・利用団体や市民等へ周知
令和9年 1月	・団体登録や更新の申請受付開始 ・市民センターでの承認作業開始（使用料の対象となる団体を判断）
〃 2月	・令和9年4月利用分の抽選申込み開始
〃 3月	・令和9年4月利用分の抽選結果発表、予約受付・使用料の支払い開始